

## 内閣府説明資料②



# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号） 〔概要〕

## 1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

## 2 基本原則（第2条）

政治分野における男女共同参画の推進は、

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることを旨として、行われなければならない。

基本原則にのっとり

## 3 責務等（第3条及び第4条）

### 国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## 4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）

## 5 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

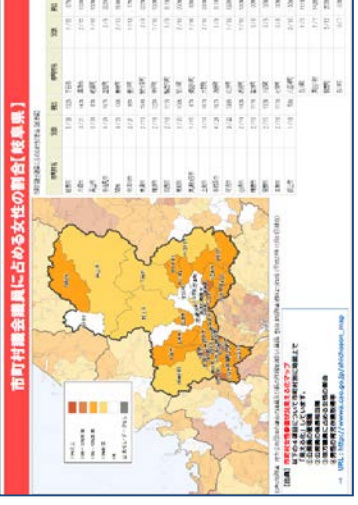
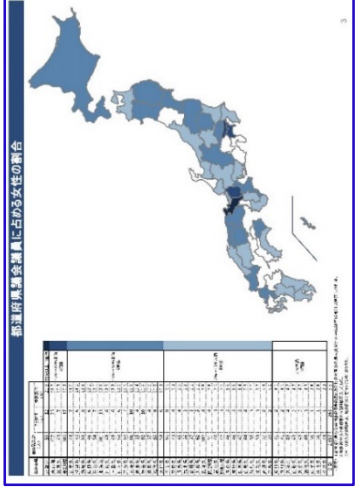
# 政治分野における女性の参画拡大に向けた情報提供

## 国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

内閣府は、国や地方の政治分野における女性の参画状況について、「女性の政治参画マップ」、「都道府県別全国女性の参画マップ」、「市町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、『見える化』を進めている。

- **女性の政治参画マップ**…各都道府県の女性議員比率、首長及び議長の女性数並びに女性がゼロの市区町村議会の比率を見える化
- **都道府県別全国女性の参画マップ**…都道府県、市区、町村の女性議員比率を都道府県ごとに見える化
- **市町村女性参画状況見える化マップ**…女性地方議員比率や議会における出産に伴う欠席規定の有無等を市区町村ごとに見える化

## ◆女性の政治参画マップ（H27～）◆都道府県別全国女性の参画マップ◆市町村女性参画状況見える化マップ（H29～）



政治分野では、これまでの「市町村議会議員に占める女性の割合」に加え、H30に「市町村長又は副市町村長の女性の有無」と「市町村議会における出産に伴う欠席規定の有無」を見える化

## 諸外国の実態の把握・情報提供（H28年度～）



内閣府は、平成28年度より、IPU（列国議会同盟）が毎年作成している報告書「Women in Parliament」を仮訳し、「議会における女性」を作成している（世界各国の議会における女性の参画の進退等に関する概要及び分析や女性の議会進出を後押しするための方法等の情報が示されている）。



内閣府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要や意義、我が国の政治分野における女性の参画状況等について周知・啓発するためリーフレットを作成し啓発を行っている。

## 政治分野における男女共同参画に関する周知啓発（H30年度～）

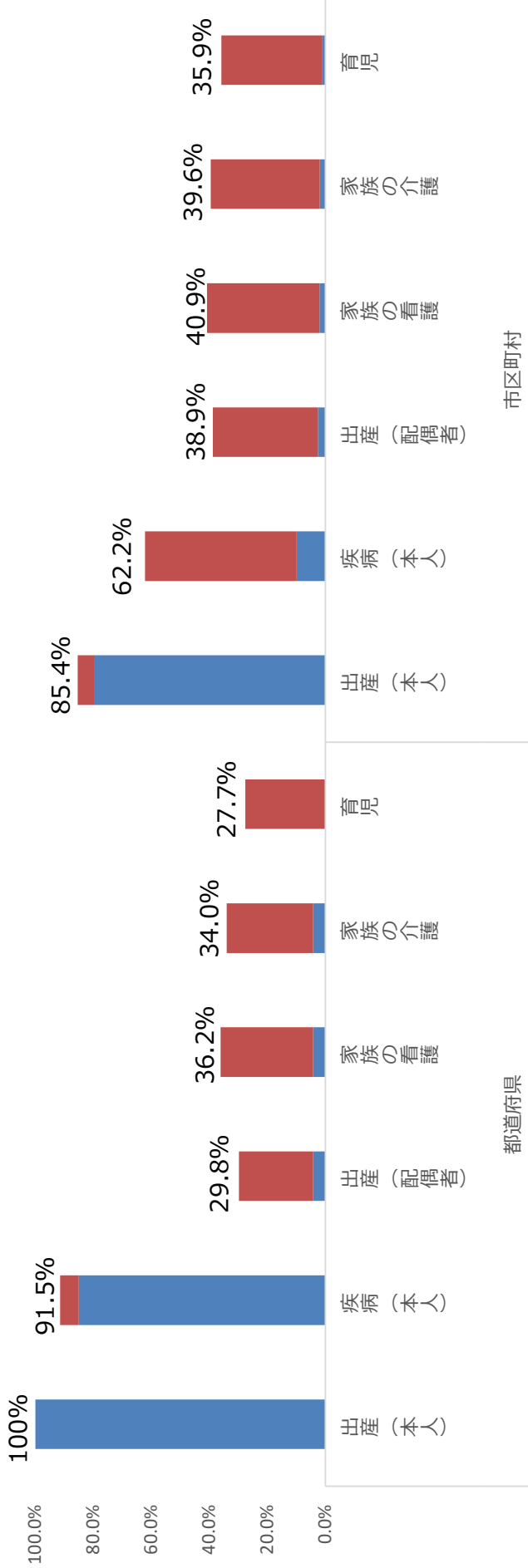
## WEBサイトを通じた情報の提供（H30年度～）

内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。



# 地方公共団体における取組状況の調査

地方議会の欠席規定の整備状況（欠席事由として認められている事由の状況）（H27年度より調査）



■ 明文規定あり ■ 運用上認められている

※ 記載の割合は、「議会会議規則等で明文規定あり」と「運用上認められている」の合計の割合

## 保育施設・授乳室等の整備状況（H30年度より調査）

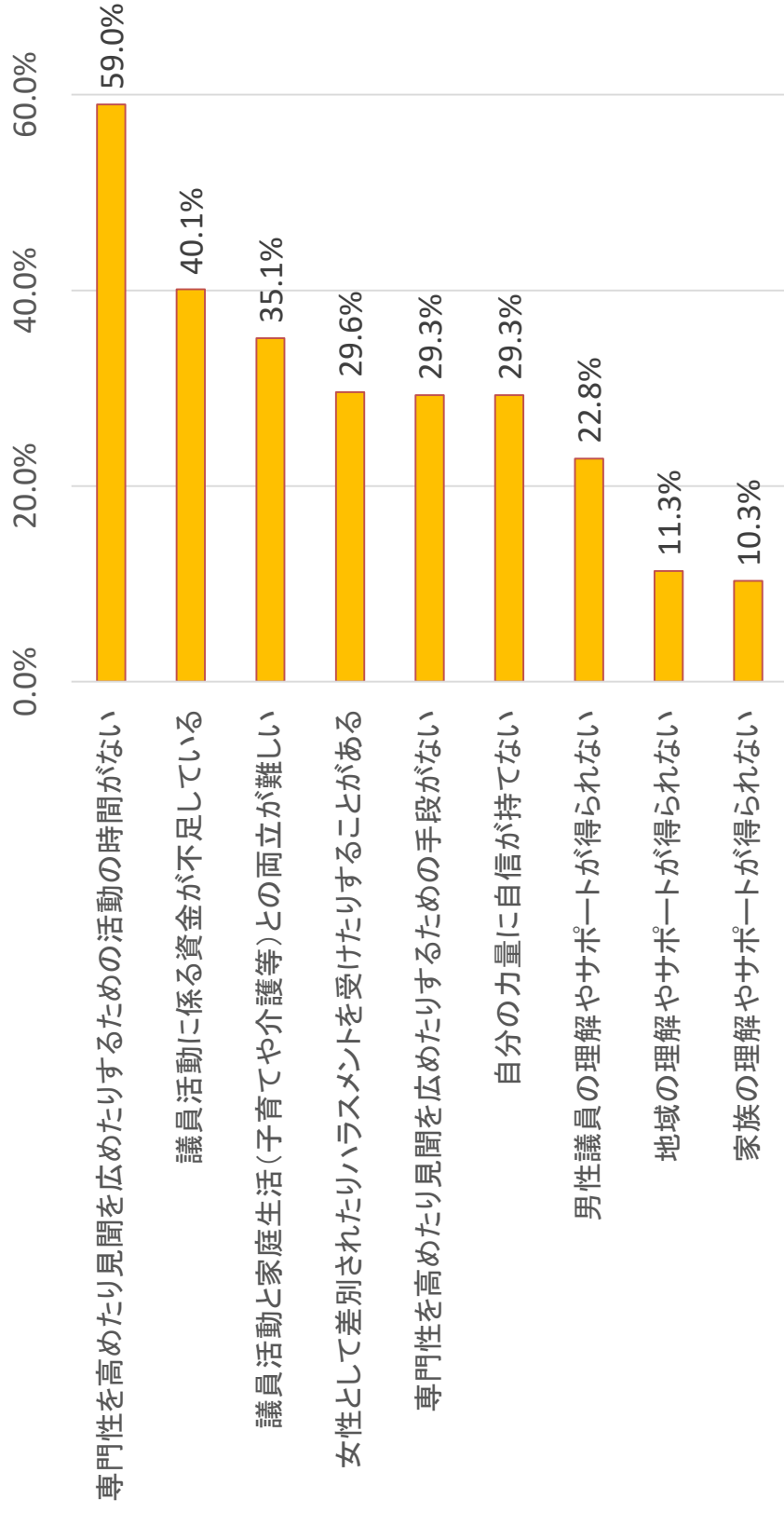
- ✓ 議員の利用できる保育施設等を4県、22市町村において設置（うち、人員の手配はなく場所のみの提供は2県、19市区町村）
- ✓ 授乳室等は、9県、110市区町村において設置・提供

## セクシユアル・ハラスメントに関する研修の実施状況（H30年度より調査）

- ✓ セクシユアル・ハラスメントに関する研修を1県、37市町村において実施

（備考）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成30年度）（原則として、平成30年4月1日現在の状況）

女性地方議会議員に対して実施したアンケート結果では①専門性を高めるための時間がない  
②資金不足③議員活動と家庭生活の両立が難しいが議員活動を行う上での課題として上位を  
占めている。



※平成29年度に女性地方議員（約4000名）を対象にアンケート調査を実施（回収率39.6%）

## イギリス・フランスの政党から見る有効な政党の取組

### 女性議員を増やすという「政治意志」を持つ

- ✓ 党首が強いリーダーシップを発揮し、党首によるパリティ宣言などの強いメッセージを発信することで、女性が手を挙げやすくなる

＜取組例＞

- ・ 党首（マクロン仏大統領）による女性擁立の強い意志を示すビデオメッセージを公開（2017年）⇒公募応募者の女性比率が増加〔フランス共和国前進〕
- ・ 「女性指定選挙区」（現職議員が引退をしている選挙区などの、当選の可能性が高い選挙区の候補者選出のための最終候補者リストを女性に限定する仕組み）の導入〔イギリス労働党〕  
→女性議員の増加が女性票の獲得を通じ政党の党勢を拡大  
→対する保守党も有権者からの支持拡大のため党執行部主導の取組強化

### 候補者選定過程の透明化

- ✓ 敷居が高いと思われがちな政治の世界に足を踏み入れやすくし、女性を含めた多様な人材が議会に参入しやすくなる

＜取組例＞

UK 国会議員になるためのステップをHPで紹介（応募・相談⇒申請書の提出⇒適性審査⇒実務テストや面接）〔イギリス保守党〕

## 諸外国の取組や動向を踏まえた日本への示唆

### 議員の働き方改革

- ✓ 育児などの家庭生活と政治活動が両立できような議会へ

＜具体策＞（列国議会同盟（IPU）「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」より）  
・ 審議開始時刻を早める／遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程調整  
・ 育児休暇の取得、代理投票の利用 ・ 託児所やファミリールームの設置 など

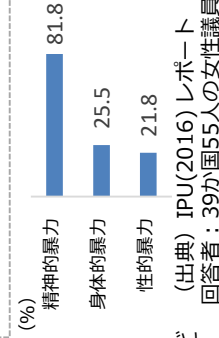
### 政治分野のハラスメント・暴力の撤廃

- ✓ 女性の政治参画を阻む大きな壁となるハラスメント・暴力に対する対応が必要

＜列国議会同盟（IPU）が提言する具体策＞

- ・ 苦情処理手続きの確立（機密性のある相談窓口の設置）
- ・ セクシュアル・ハラスメントへの議会行動規範の確立
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止を目的とする研修 など

世界の女性議員が受けた暴力の実態



### 議員養成トレーニングの実施

- ✓ 政治家になるための資質やスキルを提示し、候補者選定に密接にかかわるプログラムの提供により、女性の政治への参画を促す

＜ポイント＞

- ①体系的なプログラムと選抜基準の明示、②参加費用の低額設定と開催時間の子育てと両立できるような配慮、③参加者のネットワークや連帯感の醸成
- ＜取組例＞
- ・ 参加費無料の5か月間のトレーニング（ネットワーク構築を促すため合宿も導入）など、長期間のトレーニングの実施〔イギリス労働党〕
- ・ スピーチやメディア対応などテーマ別のコース（2か月で1コース）の提供と求める能力の明確化〔イギリス保守党〕

### 党内組織に女性議員の声を反映しやすく

- ✓ 政党幹部や候補者選定者の男女のバランスを意識して任命することで、女性の声を反映することともに女性擁立の姿勢を示す〔イギリス労働党等〕
- ✓ 女性が安心して活動できるようにするため、女性議員同士の連帯と変革を促す活動基盤をつくる〔イギリス保守党等〕

### 自己点検、モニタリング（監視機関、IPUによる監査）

- ✓ ジェンダーの視点に立った議会の自己点検

イギリスは、女性参政権100周年に際し、先進国として初めてIPUによる監査を実施（2018）

- ✓ モニタリング体制の確保

フランスでは、首相付きの公的諮問機関である“女男平等高等評議会”が監視、提言を実施  
イギリスでは、議会の“女性と平等委員会”が調査や有識者・政党等へのヒアリングを実施

- ✓ エビデンスを収集した調査報告を定期刊行

フランスでは“女男平等高等評議会”、イギリスでは“女性と平等委員会”が定期レポートを発行（研究者への委嘱によるレポートの発行） など

### 候補者男女均等に向けた政党助成金の在り方

- ✓ 候補者男女均等に向けた取組状況に応じた政党助成金の配分の検討

女性議員を増やすことを目的として公的な政治資金の配分をしている国は30か国  
＜ジェンダーに基づく公的な政治資金（政党助成金）制度の3つの類型＞

- ①事前に設定した女性比率を超えた場合に受け取れる仕組み、②女性比率に応じた配分額を増減、③助成金の一部をジェンダー平等や女性候補者の支援金として支給

# 政党に対する働き掛け（H22年度～）

政治分野における女性の活躍促進について

第3次、第4次男女共同参画基本計画に基づき、政治分野における女性の活躍を促進するべく、平成23年以降、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、各政党に対して働きかけを実施。



令和元年12月11日  
橋本男女共同参画・女性活躍担当大臣から公明党の斉藤幹事長に  
対し、政治分野における女性の活躍促進について要請

要請文➡

昨年5月に公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において、政党は、「所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」ことが規定されております。

また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、政党等に対し積極的に働きかけを行うこととしております。

具体的には、以下の取組を要請することとしております。

- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

これらを踏まえ、貴党におかれましても、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、数値目標の設定やポジティブ・アクション導入等の自主的な取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年12月

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋本聖子